



# 余地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画

## ①そなえる対策(避難計画)

### ■災害リスクと避難のタイミング

#### ◆流速・浸水深による水平避難優先ゾーン

《高齢者の皆様》

- ① 高齢者等避難が発令された時
- ② 大雨・洪水警報が発令されたとき
- ③ 大川護岸・横波橋の量水標水位が-0.50mに達した時

《全員》

- ① 避難指示が発令された時
- ② 大川護岸・横波橋の量水標水位が0.00mに達した時

#### ◆土砂流出による水平避難優先ゾーン

《高齢者の皆様》

- ① 高齢者等避難が発令された時
- ② 土砂災害降雨危険度「赤色」になった時

《全員》

- ① 避難指示が発令された時
- ② 土砂災害警戒情報が発表された時
- ③ 土砂災害降雨危険度「薄紫色」になった時

- 大型台風など、事前に大雨が予測される時は、早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に避難場所「草の根ハウス余会館」に行くことが第一
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。
- 『水平避難優先ゾーン』の中の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！

避難の目安  
0.00m (レベル4相当)  
-0.50m (レベル3相当)



【水平避難優先ゾーン】

- 流速による水平避難優先ゾーン
- 浸水深による水平避難優先ゾーン
- 土砂流出による水平避難優先ゾーン

一時避難所  
草の根ハウス余会館



避難の目安  
0.00m (レベル4相当)  
-0.50m (レベル3相当)



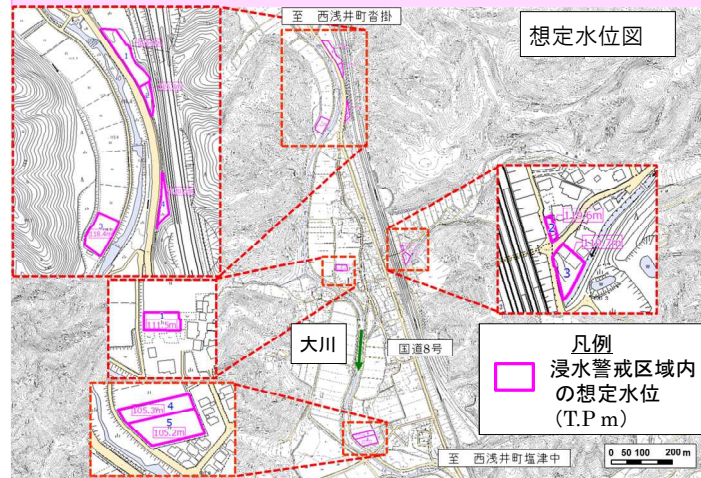
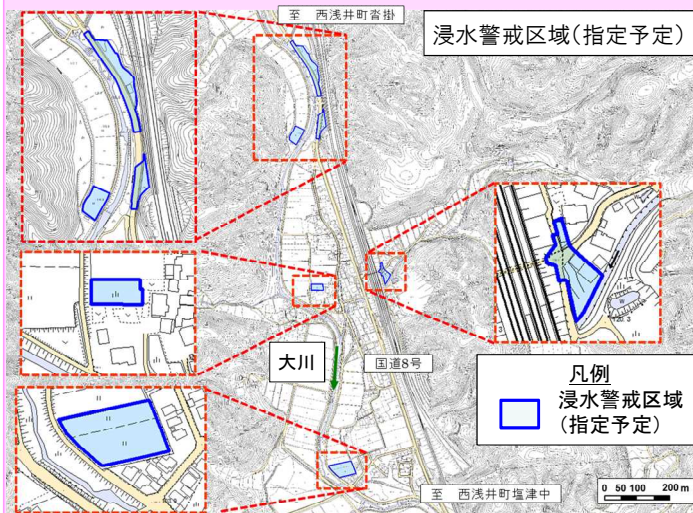


# 余地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画(案)

# ②とどめる対策(安全な住まい方)

1. 浸水警戒区域内(案)で家を新築・建て替えする時は、「水害に強い家の建て方」を参考に逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
2. 「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業」は、浸水警戒区域の指定後に利用することができます。

## ■浸水警戒区域(案)



## ■水害に強い家の建て方

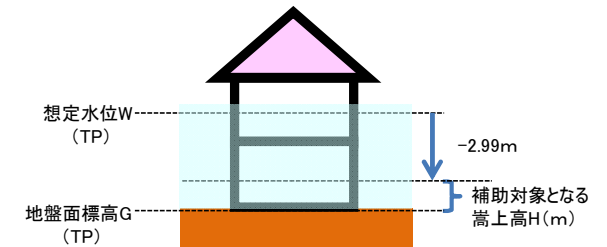


## ■水害に強い安全安心なまちづくり推進事業

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。

滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業」を実施しています。

この事業は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の高上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するものです。



項目	算出式	金額
A. 補助上限額		4,000,000円
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法:土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積:補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ:想定水位-2.99m-地盤面標高	想定浸水深および既存建物面積により算定する額
C. 申請者の見積額	※嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額×1/2
補助額		A,B,Cの最小値